

21日獣発第49号

平成21年5月1日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

**養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起と  
国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について**

このことについて、平成21年5月1日付け21消安第1118号及び第1033号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者への周知をお願いします。

なお、今般の通知の主旨は、豚インフルエンザウイルスとの関連が疑われる新型インフルエンザ感染症が発生したことから、①養豚農場及び関係団体に対して飼養衛生管理を徹底し、関係者以外の者の養豚農場への立入り制限を徹底するよう指導するとともに、②関係者に新型インフルエンザ発生地域への不要不急の渡航の延期等を要請すると同時に、③今後、全国の農場で飼育されている豚について、豚インフルエンザウイルスの保有状況調査を都道府県で実施することとしたので、その重要性等を十分理解の上、円滑な実施について協力して欲しいというものです。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。



21消安第1118号  
平成21年5月1日

社団法人 日本獣医師会会長

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長あて通知したので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知されますよう御協力をお願いいたします。



写

21消安第1118号  
平成21年5月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまでも豚慢性疾病の被害軽減のため、養豚地域が一体となった防疫対策の推進、農場における飼養衛生管理の徹底を指導していただくことをお願いしてきたところです。

このような中、メキシコ等において新型インフルエンザ感染症が発生し、政府では我が国への本疾病の侵入防止に万全を期しているところです。

つきましては、貴都道府県におきましても、養豚農場及び関係団体に対し、飼養衛生管理を徹底し、関係者以外の者の養豚農場への立入り制限を徹底するよう指導するとともに、関係者に新型インフルエンザ発生地域への不要不急の渡航の延期等を要請願います。



21消安第1033号  
平成21年5月1日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について

このことについて、別添のとおり都道府県主務部長あてに通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、調査の重要性を十分理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、円滑な調査の実施につき協力方よろしく願います。



写

21消安第1033号

平成21年5月1日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

#### 国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について

豚インフルエンザウイルスについては、豚が人及び鳥由来のA型インフルエンザに感染することから、新型インフルエンザウイルスへの変異が懸念されていることを踏まえ、一部の都道府県家畜衛生部局において農場段階の豚を対象としてサーベイランスを実施してきたところです。

このような中、今般、メキシコ等において豚インフルエンザウイルスとの関連が疑われる新型インフルエンザ感染症が発生したことから、今後、全国的に農場で飼育されている豚における豚インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施することとしたいので、別添に基づき調査を実施するようお願いいたします。

## 別添

### 豚インフルエンザウイルスの分離検査の実施について

#### 1 目的

我が国の農場で飼養されている豚における家畜の伝染性疾病の正確な診断と豚インフルエンザウイルスの保有状況を確認する。

#### 2 調査方法

調査は、呼吸器症状等の臨床症状を示し、病性鑑定（類症鑑別）を行う豚を対象にウイルス分離を実施する。

ア 調査対象 家畜防疫員が病性鑑定を必要と認める呼吸器症状等の臨床症状を呈した豚

イ 調査時期 通年

ウ 調査週齢 すべての週齢

エ 調査材料 鼻腔スワブ、肺乳剤等

オ 調査方法

##### <臨床検査>

調査実施豚について、呼吸器症状の有無等の臨床症状を確認し、記録する。また、同居豚の臨床症状等の状況把握に努め、調査実施豚が所在した豚舎及び豚房を把握する。

##### <ウイルス分離>

ウイルス分離は病性鑑定指針に基づき実施するものとし、原則としてMDCK細胞を用い、採材後速やかに実施する。

赤血球凝集性（HA）を有するウイルスが分離された場合には、PCR（NP及びH1、H3）の検査を実施した後、分離ウイルスを（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）に送付する。分離ウイルスの取扱いには十分に注意する。

動衛研では、都道府県家畜保健衛生所に技術的助言を行うとともに、可能な限り速やかに分離ウイルスHA亜型の確定判定を行い、結果を分離ウイルスを送付した都道府県及び農林水産省消費・安全局動物衛生課に通知する。

#### 3 報告

各都道府県は、別紙様式により、当該月の調査状況について翌月の10日までに農林水産省消費・安全局動物衛生課までに報告す

るものとする。また、A型インフルエンザと判定された場合及び動衛研での検査結果が確定した場合には、速やかに該当都道府県から動物衛生課あて報告するものとする。

なお、動物衛生課で全国の調査状況を取りまとめ、原則として毎月農林水産省ホームページに掲示するものとする。

#### 4 A型インフルエンザウイルスが分離された場合の措置

豚インフルエンザウイルスが分離された場合は、このことを農林水産省は厚生労働省に連絡し、都道府県の家畜衛生部局はその公衆衛生部局に連絡するとともに、飼養農場に対し同居豚の異常等があれば連絡を行うよう指導する。

#### 5 その他

病性鑑定に要する費用（薬品費及び家畜防疫員の旅費）については、家畜伝染病予防費負担金により負担する。

製造所名:	
担当者名:	

別紙様式

豚インフルエンザウイルス検査結果

検体番号	採材月日	生年月日	月 齢	検 査 材 料			検 査 結 果										備 考		
				鼻汁又は 鼻腔スワ ブ	肺乳剤	その他	呼吸器症状			ウイルス分離		PCR			HI				
							有	無	不明	HA試験	簡易キット	NP	H1	H3	H1	H3			
(記入例) 1	20. 6. 8	19. 10. 8	10		○		○				+	+	+	+	-				

\* 様式自由で可能な範囲で結構ですので、インフルエンザ以外の病性鑑定結果と、当該疾病の発生状況を別添下さい。

動物研送付ウイルス

検体番号	株名	
結果の連絡先	氏名	
	電話:	
	FAX:	
	メール:	